

令和 8 年度福島県立本宮高等学校 前期選抜募集要項

福島県本宮市高木字井戸上 4 5 番地
〒969-1101 電話 0243-33-2120
<https://motomiya-h.fcs.ed.jp>

1 アドミッション・ポリシー

- ① 何事にも真摯に取り組める生徒を募集します。
- ② 互いに助け合い、友情を結び協調し合える生徒を募集します。
- ③ 自他の生命を尊重し、健全な心身をつくることのできる生徒を募集します。
- ④ 心身を鍛え自己の能力を伸ばし、目標の実現を目指そうとする強い意志を持つ生徒を募集します。
- ⑤ 目標の実現に向けて、様々な人々と協働しながら果敢に挑戦し、自分たちの活動の活性化に貢献できる生徒を募集します。

2 実施学科、募集定員

(1) 特色選抜

課 程	学 科	募 集 定 員
全日制	普 通 科	定員 40 名の 15%程度
全日制	情報会計科	定員 40 名の 15%程度

(2) 一般選抜

課 程	学 科	募 集 定 員
全日制	普 通 科	定員 40 名から特色選抜の合格者数を除いた数
全日制	情報会計科	定員 40 名から特色選抜の合格者数を除いた数

3 通学区域

- (1) 「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。
- (2) 「東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」
東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、住民票の移動の有無に関わらず、県内外に避難している場合においては、平成 23 年 3 月 11 日の時点で保護者が本校の通学区域となる市町村に住民登録をしていたか、又は出願時に保護者が本校の通学区域となる市町村に居住していれば、本校への出願を認めるものとする。その場合には学区内の志願者として取り扱うものとする。

4 出願資格

次の(1)、(2)のいずれかの条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)又は(2)に加えて(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和 8 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 併願の取扱い

- (1) 特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜と一般選抜の出願は、それぞれ 1 学科に限るものとする。

6 WEB出願システムの利用

- (1) 出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）を利用する。WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。
- (2) 志願者は、WEB出願システムに、氏名や現住所、保護者氏名等の志願者基本情報の登録（以下「志願者基本情報登録」という。）を完了させた後に、出願手続を行う。
- (3) 志願者は、出願に当たって、本校及び学科等の情報（以下、志願者基本情報と併せて「志願情報」という。）をWEB出願システムに登録する。
なお、本校入学者選抜においては、志願情報を入学願書として取り扱う。
- (4) 県外から志願する者及び県内において学区を越えて志願する者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「14 出願資格申請」により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

7 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除する。
 - ② 特色選抜志願理由書（本校Webサイトに掲載されているもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- (2) 上記（1）以外の者
 - ① 特色選抜志願理由書（上記（1）②に同じ）
 - ② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）
ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。
 - ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

8 出願手続

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。
 - ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。
なお、納付した入学検定料は返還しない。
【申請期間】
令和8年1月26日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）正午まで
 - ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。
【中学校承認期間】
令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）午後4時まで
 - ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。
なお、調査書については、「10 調査書提出」（3ページ）に定めるところにより提出する。
【出願受付期間】
令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月6日（金）正午まで
- (2) 上記（1）以外の者
上記（1）に準じて、志願者が直接、出願手続を行う。
- (3) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
なお、出願の際に、他都道府県の公立高等学校に出願しないことを証明する書類（様式4号）を提出すること。
- (4) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。
 - ① 志願情報に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続を経ないで、他通学区から出願したとき

9 出願先変更

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

中学校長を通して、出願先変更を願い出る。

- ① 出願先変更を希望する志願者は、中学校長にその旨を申し出た後、WEB出願システムに新たな志願先の志願情報を登録し、中学校長に申請する。

また、出願先変更により、入学検定料の不足が生じる場合は、WEB出願システムを介して不足額を納付する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年2月12日（木）正午まで

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、新たな出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年2月12日（木）午後4時まで

- ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願先変更受付期間内に、持参又は送付により新たな志願先の高等学校長に提出する。

なお、調査書については「10 調査書提出」に定めるところにより提出する。

また、特別支援学校へ出願先変更を希望する場合は、「令和8年度福島県立特別支援学校高等部入学 者選抜実施要綱」に定めるところによる。

(2) 上記（1）以外の者

上記（1）に準じて、先に出願した高等学校長に出願先変更を希望する旨を申し出た後に、志願者が直接、出願先変更の手続を行う。

(3) 出願先変更の受付をもって、先に出願した高等学校への出願は取り下げられる。

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年2月13日（金）正午まで

(4) 先に出願した高等学校に提出した書類等は返還しない。

また、出願先変更に伴い入学検定料に差額がある場合でも、すでに納付した入学検定料との差額は返還しない。

10 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票（様式5号）を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日（月）午前9時から令和8年2月17日（火）午後4時まで

11 受験票の印刷

志願者又は中学校は、令和8年2月18日（水）午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

12 出願取消

出願取消については「令和8年度福島県立高等学校入学 者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年3月13日（金）午前9時まで

13 自己申告書の提出

本校校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して本校校長に自己申告書（様式7号）を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

- (1) 志願者は、自己申告書に必要な事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。

ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手（110円）を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日（月）午前9時から令和8年2月18日（水）午後4時まで

（2）自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式 8 号）を交付する。

14 出願資格申請

出願資格申請については「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、中学校長又は志願者は、手続を始める前に本校校長に連絡をすること。

【申請期間】

令和 7 年 11 月 18 日（火）午前 9 時から令和 7 年 12 月 26 日（金）午後 4 時まで

及び令和 8 年 1 月 5 日（月）午前 9 時から令和 8 年 1 月 30 日（金）午後 4 時まで

○ 持参及び送付による書類の提出方法について

（本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。）

【持参の場合】 受付時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】 送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立本宮高等学校長

住所 969-1101 福島県本宮市高木字井戸上 45 番地

15 選抜方法・選抜資料

（1）特色選抜

○ 志願してほしい生徒像

本校は、普通科及び情報会計科の 2 学科において、「自らの人生を切り拓く力とよりよい社会を創る力を持った人間の育成」を目標とし、生徒一人ひとりの能力を伸ばし、地域を支える人材を育成する教育を行っている。

本校の特色選抜では、学科の特性を十分理解したうえで、他者と協働しながら本校及び地域の活性化に向けて果敢に挑戦する意志を持った以下のような生徒を求めている。

〔普通科〕

学校又は地域における諸活動に挑戦し、自身の進路実現に向けて積極的に取り組む強い意志を持つ者。

〔情報会計科〕

情報分野や会計分野の専門的な学習を通して多様な資格取得に挑戦し、自身の進路実現に向けて積極的に取り組む強い意志を持つ者。

以下の①～④を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、全体の満点は、750 点とする。

① 特色選抜志願理由書

普通科志願者は本校及び普通科への志願の動機・理由、入学後に取り組む活動、取り組む活動の詳細、自己 P R について、情報会計科志願者は本校及び情報会計科への志願の動機・理由、入学後に取り組む分野、取得したい資格の詳細、自己 P R について、本人が具体的に記入する。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は傾斜配点を実施し、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の教科の評定を 3 倍することとし、255 点満点とする。「特別活動等の記録」と「長所・特技等の記録」は、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容等を総合的に判断し 95 点満点として、合計 350 点満点とする。

ただし、「出欠の記録」は選抜資料としない。

③ 学力検査

国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の 5 教科について学力検査を実施する。

各教科の満点を 50 点、検査時間はそれぞれ 50 分とする。

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

④ 特色面接

個人面接を実施する。本校で学ぶ意欲や適性を見る。面接については点数化し、150 点満点とする。

（2）一般選抜

以下の①～③を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

① 調査書

「各教科の学習の記録」は 195 点満点とし、「特別活動等の記録」と「長所・特技等の記録」は、

部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容等を総合的に判断し 55 点満点として、合計 250 点満点とする。

ただし、「出欠の記録」は選抜資料としない。

② 学力検査

上記（１）の③に準ずる。

③ 一般面接

集団面接を実施する。ただし、特色選抜と併願の場合は、特色面接の結果を採用する。

一般面接については、段階評価とする。

16 学力検査及び面接の実施日、会場等

（１）実施日

① 令和８年３月４日（水） 学力検査

② 令和８年３月５日（木） 一般面接・特色面接

（２）日 程

① 令和８年３月４日（水）

○ 受 付 ８：００～ ８：２０ 受付場所：生徒昇降口

○ 学力検査 ９：００～ １５：１０

8:00	8:20	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10	15:20
受付	諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	諸連絡	
		(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	(10分)	

② 令和８年３月５日（木）

○ 受 付 ９：００～ ９：２０ 受付場所：生徒昇降口

○ 面 接 ９：４５～

面接の終了予定時刻は、令和８年２月２７日（金）正午までに、本校Webサイトへ掲載する。

なお、日程の詳細は３月４日（水）に連絡する。

（３）会 場

福島県立本宮高等学校

（４）持参物

① 令和８年３月４日（水）

受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

② 令和８年３月５日（木）

受験票、上ばき、筆記用具、昼食（昼食必要の有無については、３月４日（水）に示す詳細で各自確認すること。）

※ 両日ともに、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

17 追検査等の実施

（１）追検査等の対象となる志願者

① インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者

② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者

③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

（２）定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

（３）追検査等受験の手続

① 中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（様式 11 号）を令和８年３月６日（金）午後４時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者及びインフ

ルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書等、医療機関の受診が分かる書類を添付する。

- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（様式 12 号）を交付する。

※ 書類の提出及び交付は、原則として対面とする。

(4) 追検査等の実施日、会場等

① 実施日

令和 8 年 3 月 10 日（火）

② 日 程

- 受 付 8 : 0 0 ~ 8 : 2 0 受付場所：生徒昇降口
○ 学力検査 9 : 0 0 ~ 1 4 : 4 5
○ 面 接 1 5 : 0 0 ~

8:00 8:20 9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45 15:00

受付	諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	休	面接 (一般・特色)
----	-----	----	---	----	---	-------------	----	----	---	----	---	---------------

(50 分) (15 分) (50 分) (15 分) (50 分) (50 分) (15 分) (50 分) (15 分) (50 分) (15 分)

※ 選抜の一部を受験する場合の日時は、中学校長を通して志願者に連絡する。

③ 会 場

福島県立本宮高等学校

18 選抜結果発表

WEB 出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消、合格した選抜及び学科）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和 8 年 3 月 16 日（月）午後 1 時から令和 8 年 3 月 24 日（火）午後 5 時まで

- (1) 志願者は、WEB 出願システムにより自身の選抜結果を確認する。また、選抜結果発表期間の初日は午後 1 時以降に、WEB 出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を本校で掲示する。
(2) 合格者には、令和 8 年 3 月 16 日（月）午後 1 時から午後 3 時までの間に、本校において合格通知書（様式 13 号）を交付する。合格通知書は受験票と引き換えに交付するので、受験票を忘れずに持参すること。
(3) 提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

19 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査（追検査を含む）受験者に対し、WEB 出願システムにより、本人の各教科の得点と 5 教科の合計得点の情報（以下「学力検査結果」という。）を提供する。

【学力検査結果提供期間】

令和 8 年 3 月 16 日（月）午後 2 時から令和 8 年 3 月 24 日（火）午後 5 時まで

- (1) 志願者は、WEB 出願システムにより、学力検査結果を確認する。
(2) 対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

20 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式 14 号）を 令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 4 時までに本校校長へ提出する。その場合、中学校長は、事前に本校校長に連絡する。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」を受けた本校校長は、「一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書」（様式 15 号）を交付する。

なお、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望した場合の手続については、「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。「一部未完了となった選抜の意思連絡書」において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

※ 書類の提出及び交付は、原則として対面とする。

- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。
- (3) 入学辞退の手続
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式 16 号）を中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
なお、納付した入学検定料及び本校に提出した書類等は返還しない。
- (4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。
提出する書類は次のとおりとする。
- ① 中学校卒業者及び卒業見込の者
原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式 17 号）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式 18 号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
 - ② 上記①以外の者
原則として年内に、本校に問い合わせること。
- (5) 本要項に記載されていないことについては、「令和 8 年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせること。